

国土交通省北海道局長 品川 守 様

平成 19 年 2 月 16 日

北海道自然保護協会会長 佐藤 謙

天塩川河川整備計画原案についての北海道開発局との話し合いの実現に関する要請

私ども 14 団体は、1 月 25 日付けで、天塩川河川整備計画原案に関する北海道開発局との会談要請について旭川開発建設部を通じて申し入れ（資料 1）しました。1 月 29 日に旭川開発建設部より、1) 特定の団体とは会わない、2) 寄せられた意見に対しては、説明責任を果たす必要があるのものでそのうちまとめて考えを述べる、の 2 点の理由によって会談に応じられないとの回答がありました。そこで、私どもは 1 月 31 日付けで、再度会談の申し入れを行い（資料 2）しました。2 月 5 日に旭川開発建設部より、1 月 29 日とまったく同じ内容の回答がありましたが、文書回答（資料 3）では、1) 特定の団体とは会わない、との内容はなく、2) 項目だけの回答でした。

私たちが繰り返し話し合いを求めるには理由があります。河川法では、住民等の意見を反映して河川整備計画案を作成することになっています。開発局はホームページにおいて寄せられた意見を公開し、また「寄せられた意見についての北海道開発局の考え方を示しています。」という項目の中で開発局の意見を述べています。しかし、資料 1 に示した通り、残念ながら私たちが繰り返し提出した疑問・意見についての多くが無視されたまま経過しました。

開発局が述べている「説明責任を果たす」ということを今一度考えてみたいと思います。今までの経緯は、1) 寄せられた意見をホームページに掲載した、2) それについて開発局の考えを述べた、で終わっています。説明責任を果たすには、これに加えて、3) 一方的に説明を行うのではなく、相手に理解してもらえるような合理的な説明を行なうことが含まれているはずで、現在は「開発局は同意や納得をしてもらわなくてもよい」という状況にあると思います。私たちは、お互いに目的とするところは、誰もが納得できる案にすることであり、それが国の治水事業に求められていると信じています。現状のように、開発局が合理的な説明を行わず、住民等の理解を得られないまま天塩川河川整備計画案が作成されたならば、この案は住民等の意見を反映しない案となってしまいます。その結果、河川整備計画が将来に禍根を残すことになることが危惧されます。

北海道開発局は一方で、サンルダム建設を推進する団体とは会っていることが新聞で報道されています（資料 4）。行政が、自分達の都合のよい団体とは会って、都合の悪い団体と会わないというのは、民主主義に反する行為です。賛成の意見も反対の意見もよく聞いて判断することが、現在と将来に豊かな河川を残す保証です。

そこで、北海道開発局の事務の運営の指導と改善に関わる国土交通省北海道局長に、北海道開発局と私たちとの話し合いが実現されるよう、ご指導をお願い申し上げます。天塩川河川整備計画案が作成された後には住民等の意見を反映する機会を得るのは難しいと存じますので、話し合いがそれ以前、できれば早急を実現できるようよろしくお願い申し上げます。2 月 23 日までに北海道自然保護協会宛てに文書でご回答を併せてお願い申し上げます。なお、北海道自然保護協会は、以下の 14 団体の窓口を担当しているものです。

（回答書送付先）〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 1 1 丁目加森ビル 5-6 F （社）北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙

14 団体名

サンルダム建設を考える集い  
下川自然を考える会  
名寄サンルダムを考える会  
北海道の森と川を語る会  
大雪と石狩の自然を守る会  
旭川・森と川ネット21  
環境ネットワーク旭川・地球村  
遊楽部川の自然を守る会  
北海道自然文化ネットワーク  
サンル川を守る会  
北海道自然保護連合  
市民森づくりクラブ  
社団法人 北海道スポーツフィッシング協会  
社団法人 北海道自然保護協会